

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

(諮問第3131号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書（案）	3
2	改正概要	5
3	新旧対照表	27

令和2年11月26日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 川 濱 昇 殿

接 続 委 員 会

主 査 相 田 仁

報 告 書

令和2年9月28日付け諮問第3131号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 令和2年9月29日（火）から令和2年10月29日（木）までの間、意見募集を行った結果、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見は無かった。なお、当該省令案等について全く言及しておらず、当該省令案等と無関係と判断されるものが2件あった。

以上

情 郵 審 第 ※ ※ 号
令 和 2 年 ※ 月 ※ 日

総 務 大 臣
武 田 良 太 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

印

答 申 書 (案)

令和2年9月28日付け諮問第3131号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 令和2年9月29日（火）から令和2年10月29日（木）までの間、意見募集を行った結果、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見は無かった。なお、当該省令案等について全く言及しておらず、当該省令案等と無関係と判断されるものが2件あった。

以上

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

1. IP網への移行過程における音声接続料(光IP電話)の規定整備
 2. 光サービス卸に係る届出制度の充実
-

令和2年(2020年)12月2日
総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課

1. IP網への移行過程における 音声接続料(光IP電話)の規定整備

<改正省令案>

(1) 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)の一部改正 **諮問事項**

(2) 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。)の一部改正 **諮問事項**

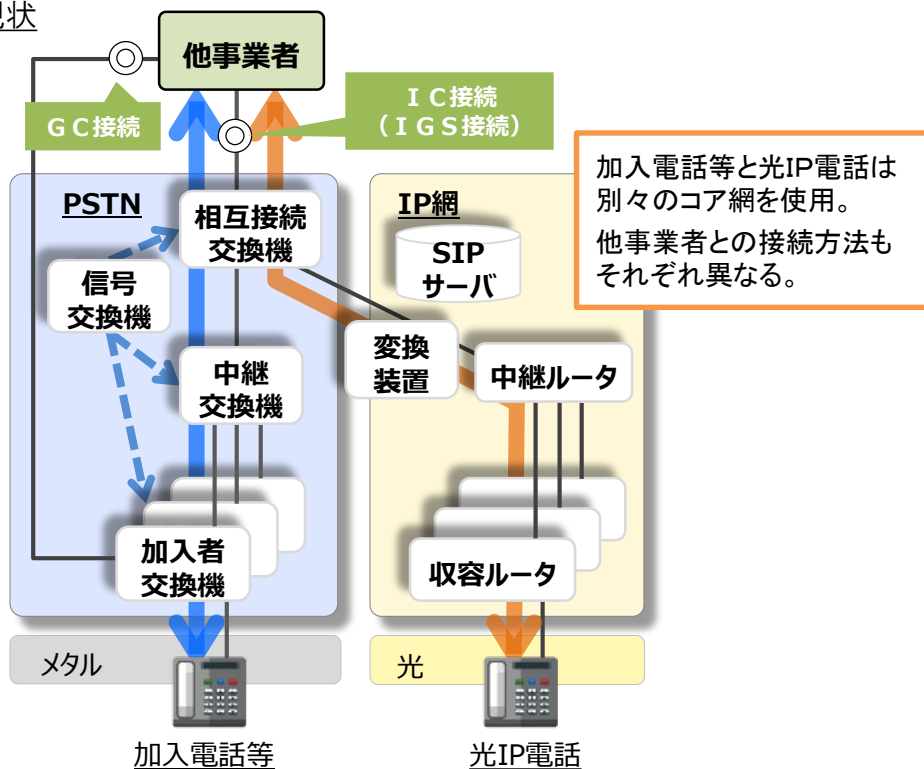
(3) 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号。以下「会計規則」という。)の一部改正 **諮問事項**

<改正告示案>

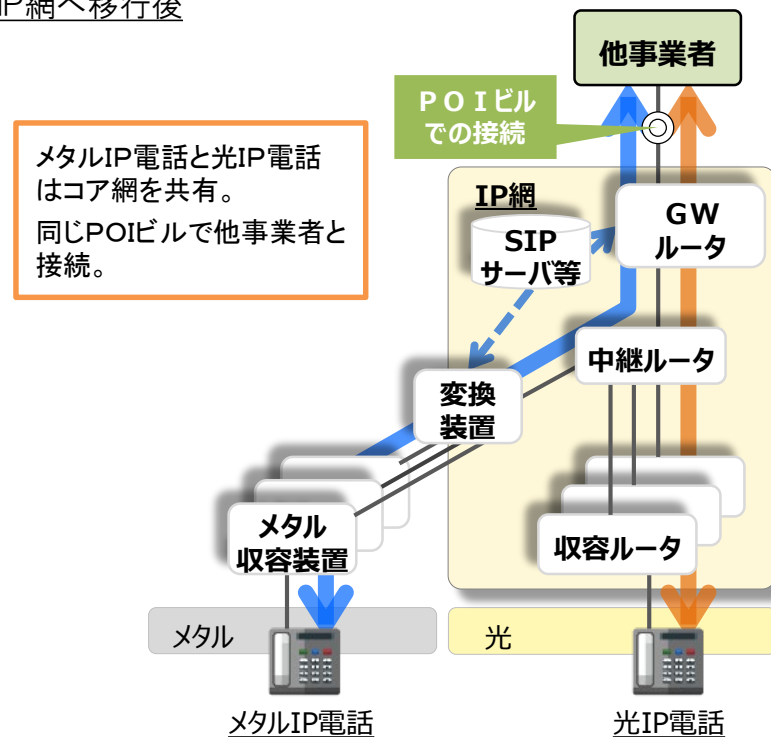
(4) 平成13年総務省告示第243号(電気通信事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の2第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件。以下「指定告示」という。)の一部改正 **諮問事項** 6

- NTT東日本・西日本は令和3年1月から順次、PSTNからIP網への移行を予定。
- IP網へ移行後、NTT東日本・西日本と他事業者との接続は、POIビル(東京、大阪の2箇所)における発着二者間の直接接続(双方向接続)となる。
- この場合、メタルIP電話と光IP電話は、それぞれメタル収容装置と収容ルータを通じて同一のコア網に収容され、他事業者とのPOIも同一となる。

現状



IP網へ移行後

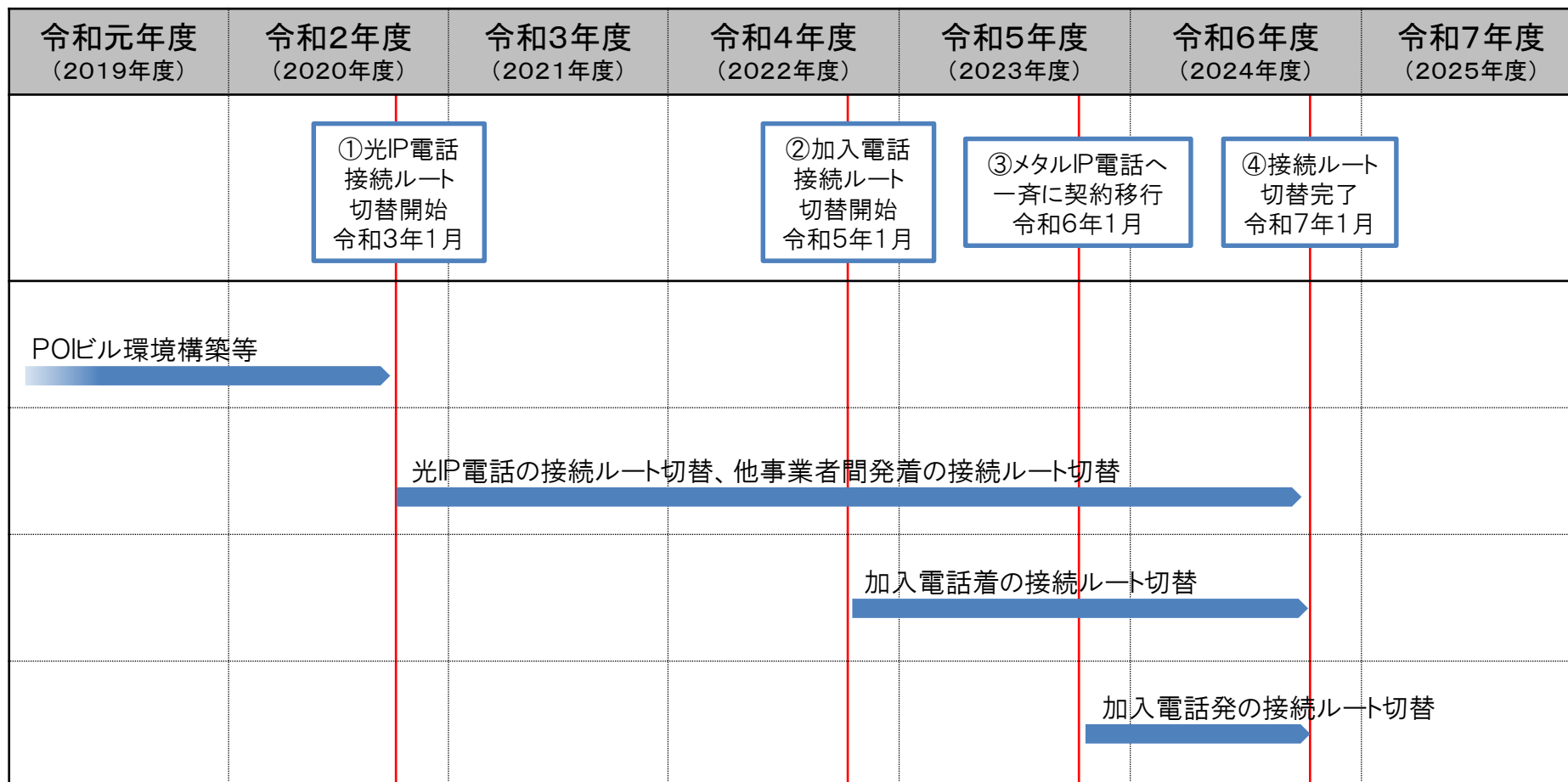


出典：NTT東日本・西日本資料を基に総務省作成

	加入電話	光IP電話
他事業者との接続方法	GC接続(300か所以上) IC接続(約100か所)	IGS接続 (IC接続の附随機能)

	メタルIP電話	光IP電話
他事業者との接続方法	POIビルでの接続 (東京、大阪の2か所)	

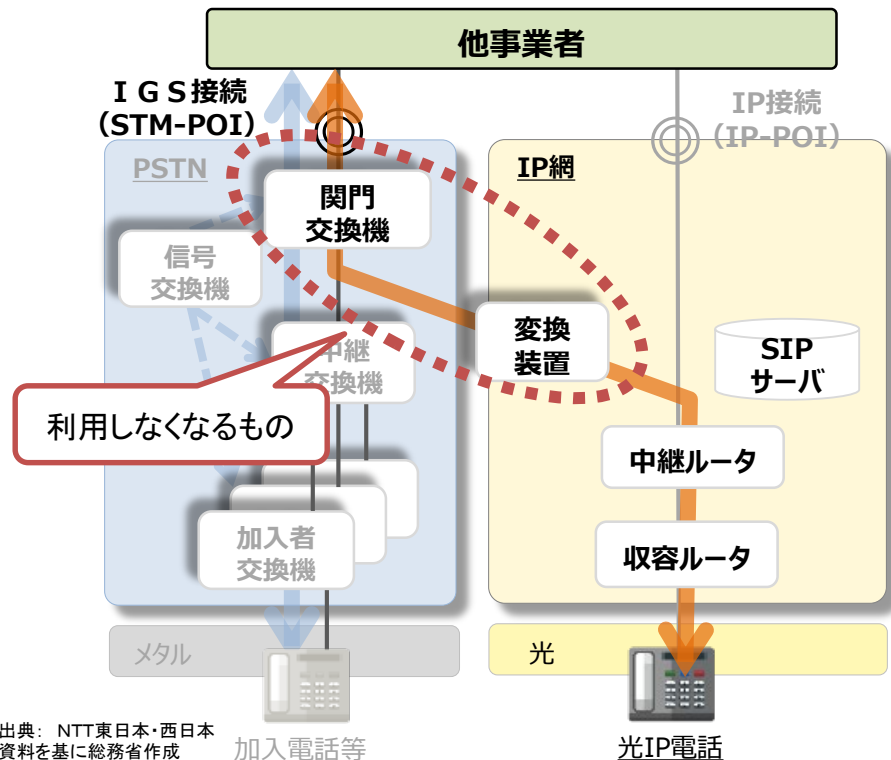
- ① 光IP電話は令和2年度(令和3年1月)から接続ルート切替を開始(NTT東日本・西日本以外の接続は令和3年4月以降に切替開始を予定)。
- ② 加入電話は令和4年度(令和5年1月)から接続ルート切替を開始。
- ③ 令和5年度(令和6年1月)に加入電話からメタルIP電話へ一斉に契約移行が行われる予定。
- ④ 令和6年度(令和7年1月)にIP網への接続ルート切替が完了する予定。



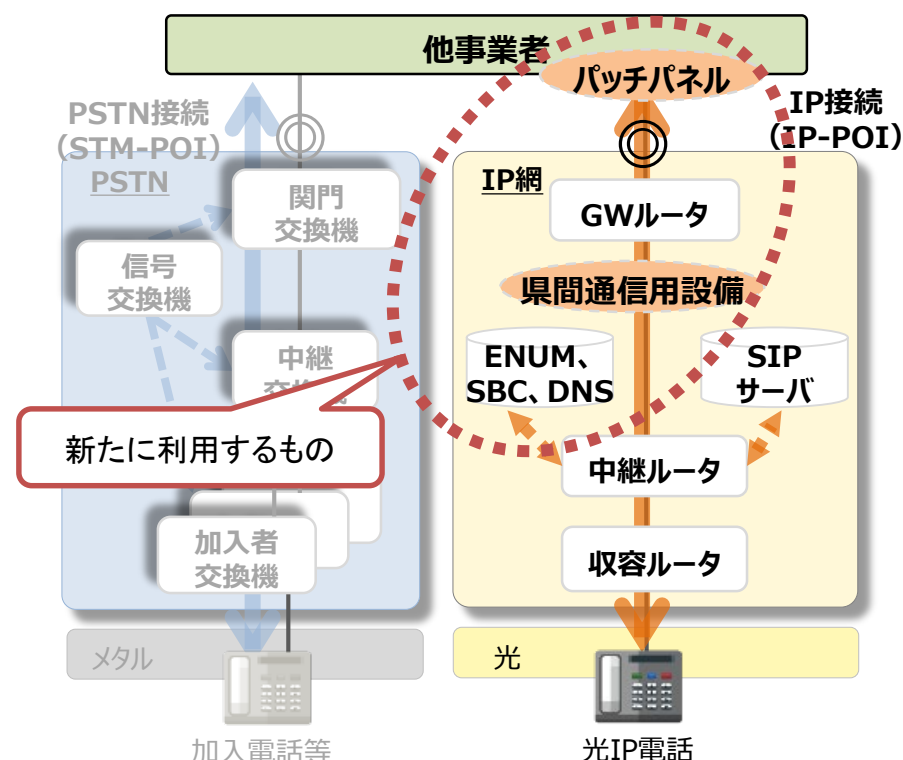
- 移行過程における光IP電話は、IGS接続(現在)、IP接続(接続ルート切替後)(※)の2つの接続形態が併存。
- 接続事業者の接続ルート切替前後の公平性担保の観点から、2つの接続形態について単一の接続料を設定する。
- IP接続において新たに利用することになる設備のうち必要なもの(ゲートウェイルータ、セッションボーダコントローラ、ENUMサーバ、DNSサーバ)を指定するとともに、透明性を確保する観点から、現行と同様に接続機能を設備単位で設定する。
- 指定設備である県内設備と一体的に利用される県間通信用設備(IP音声県間接続)及び中間配線架(パッチパネル)については、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけ、接続料に準じた負担及び条件等での利用を可能とし、その上で県内設備の利用の際に不可避免的に利用される県間通信用設備(IP音声県間接続)に係る金額については、接続ルート切替前後で単一の接続料を設定するという考えと合わせて公平負担を図る。

※このほか、現在、NTT東日本・西日本の光IP電話間においてのみ、IP接続(中継局接続)を実施

■ I G S 接続 (接続ルート切替前)



■ I P 接続 (接続ルート切替後)



- 情報通信審議会「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IPによる相互接続開始に向けた方針整理～一部答申」
(令和2年9月)【抜粋】

第2章 IP網への移行過程における音声接続料の在り方(ひかり電話) 5. 考え方

5. 1. IP接続に必要となる設備の接続機能等

(1) IP接続に必要となる設備

「ゲートウェイルータ(IP音声用)」、「セッションボーダコントローラ(SBC)」、「ENUMサーバ」、「DNSサーバ」以外には、指定すべき設備は挙げられていないことから、現時点で、これらの設備以外に追加して第一種指定電気通信設備として指定すべき設備はないと整理することが適当である。

中間配線架(パッチパネル)については、(中略)指定設備としないまでも、適正性、公平性、透明性を担保する観点からは、中間配線架(パッチパネル)の利用に当たって負担すべき金額や手続き等を接続約款に記載するなどの対応を求めるべきである。

(2) 接続機能の設定単位

(前略)現在の接続料規則において、設備単位で接続機能を設定していることと同様に、IP接続に必要となる設備についても、設備単位で接続機能を設定すべきである。

(3) NGNの県間通信用設備の制度的位置づけ

IP音声県間接続については、(中略)第一種指定電気通信設備と一体的に利用されるという不可避性に鑑みれば、(中略)電気通信事業法第33条第4項第1号ホに規定する「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として、位置づけることが適切である。

5. 2. IP網への移行過程における接続料算定

(1) 移行過程の公平な接続料算定方法

(前略)接続ルート切り替え前後の公平性を担保する観点からは、接続ルート切替前後で、単一の接続料を設定することが適切である。その際、他事業者がNGN側に着信する際に県間通信用設備を不可避的に利用しなければならないことを踏まえると、(中略)県間通信用設備にかかる負担もルート切替の前であるか後であるかに関わらず、全接続事業者で公平に負担することが必要である。

- NTT東日本・西日本は令和3年1月から、PSTNからIP網への移行を開始し、令和7年1月までに移行を完了させる予定。
- IP網への移行過程における光IP電話の音声接続料の規定整備等について、情報通信審議会や接続料の算定等に関する研究会における検討結果を踏まえ、施行規則、接続料規則、会計規則、指定告示の改正を行う。
- その他、現在の設備の状況に応じ、所要の規定を整備。

1. IP接続に必要となる設備の接続機能等

(1) IP接続で新たに利用することになる設備の指定

- ・ 「ゲートウェイルータ(IP音声用)」、「セッションボーダコントローラ(SBC)」、「ENUMサーバ」、「DNSサーバ」を第一種指定電気通信設備に指定 **【指定告示の改正】**
- ・ 新設備の指定に伴う接続会計規則の様式改正等 **【会計規則の改正】**

(2) 設備単位での接続機能の設定

- ・ 上記設備について、設備単位で接続機能を設定 **【接続料規則の改正】**

(3) 「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」の規定整備

- ・ 県間通信用設備(IP音声県間接続)及び中間配線架(パッチパネル)について、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけ **【施行規則の改正】**

2. IP網への移行過程における接続料算定

(4) 移行過程の公平な接続料算定方法

- ・ 接続ルート切替前後の公平性を担保する観点から、接続ルート切替前後で単一の接続料を設定 **【改正省令附則に規定】**
- ・ 県間通信用設備(IP音声県間接続)に係る金額についても、ルート切替前後に関わらず、全接続事業者で公平に負担 **【改正省令附則に規定】**

3. その他

(5) その他所要の規定を整備

- ・ 県間通信用設備(優先パケット県間接続)について、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけ **【施行規則の改正】**
- ・ 現在の設備の状況に応じた法定機能等の定義の修正(收容ルータの機能整理等) **【接続料規則の改正】**

(1) IP接続において新たに利用することになる設備の指定 【改正指定告示第5号】【改正会計規則】

IP網への移行過程(光IP電話の接続ルート切替え)においては、新たに、NTT東日本・西日本と他の電話事業者とを相互接続するための「ゲートウェイルータ(IP音声用)」、網内の信号を網間で流通可能なSIP信号に変換する「セッションボーダコントローラ(SBC)」、電話番号と事業者情報を管理する「ENUMサーバ」、ドメインとIPアドレスを管理する「DNSサーバ」が設置される予定であり、これらの設備を第一種指定電気通信設備として指定。

- ゲートウェイルータ(IP音声用)については、現行規定の施行規則第23条の2第4項第1号ロ(第一種指定中継系交換等設備)及び指定告示第3号に該当する。**【改正不要】**
- SBC、ENUMサーバ、DNSサーバについては、既存設備のSIPサーバと一体となって利用され、現行規定の施行規則第23条の2第4項第3号に該当する。指定告示については、SIPサーバと同様明示的に記載するため第5号を改正。**【改正指定告示第5号】**
 また、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバについて新たに第一種指定電気通信設備に指定されることに伴い、会計規則の様式等を改正。**【改正会計規則】**

(2) 設備単位での接続機能の設定 【改正接続料規則第2条、第4条】

現在の接続料規則において、設備単位で接続機能を設定していることと同様に、IP接続に必要なとなる設備についても、設備単位で接続機能を設定。

- ゲートウェイルータ(IP音声用)については、現行規定の接続料規則第4条の表5の項の機能(関門系ルータ交換機能)に該当する。**【改正不要】**
- SBC、ENUMサーバ、DNSサーバについては、接続料規則にそれぞれ接続機能等を新設。**【改正接続料規則第2条、第4条】**

【設備毎の各省令等における整理】(黄色網掛け部分は改正を行うもの)

		施行規則第23条の2第4項	指定告示における位置づけ	接続料規則における接続機能(法定機能)	接続料規則における設備区分
ゲートウェイルータ (IP音声用)		第1号ロ (第一種指定中継系交換等設備)	第3号 (第一種指定中継系交換等設備)	第4条の表5の項 (関門系ルータ交換機能)	第2条第2項第6号の2 (関門系ルータ)
制御系 サーバ 群	SBC	第3号 (情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備)	第5号 (SIPサーバ、セッションボーダコントローラ、 ENUMサーバ及びIP電話用DNSサーバ その他前各号に掲げる設備に付随する設備)	【新設】改正接続料規則第4条の表9の2の項～9の4の項	【新設】改正接続料規則第2条第2項第9号の2～第9号の4
	ENUM				
	DNS				

(3) 「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」の規定整備 【改正施行規則第23条の4第2項】

- NGNの県間通信用設備は現在、第一種指定電気通信設備に指定されていないが、第一種指定電気通信設備と一体的に利用せざるを得ないという不可避性に鑑み、IP音声県間接続について「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」(施行規則第23条の4第2項)と位置づけ、接続料に準じた負担及び条件等の設定を求める。**【改正施行規則第23条の4第2項第1号の2 二】**

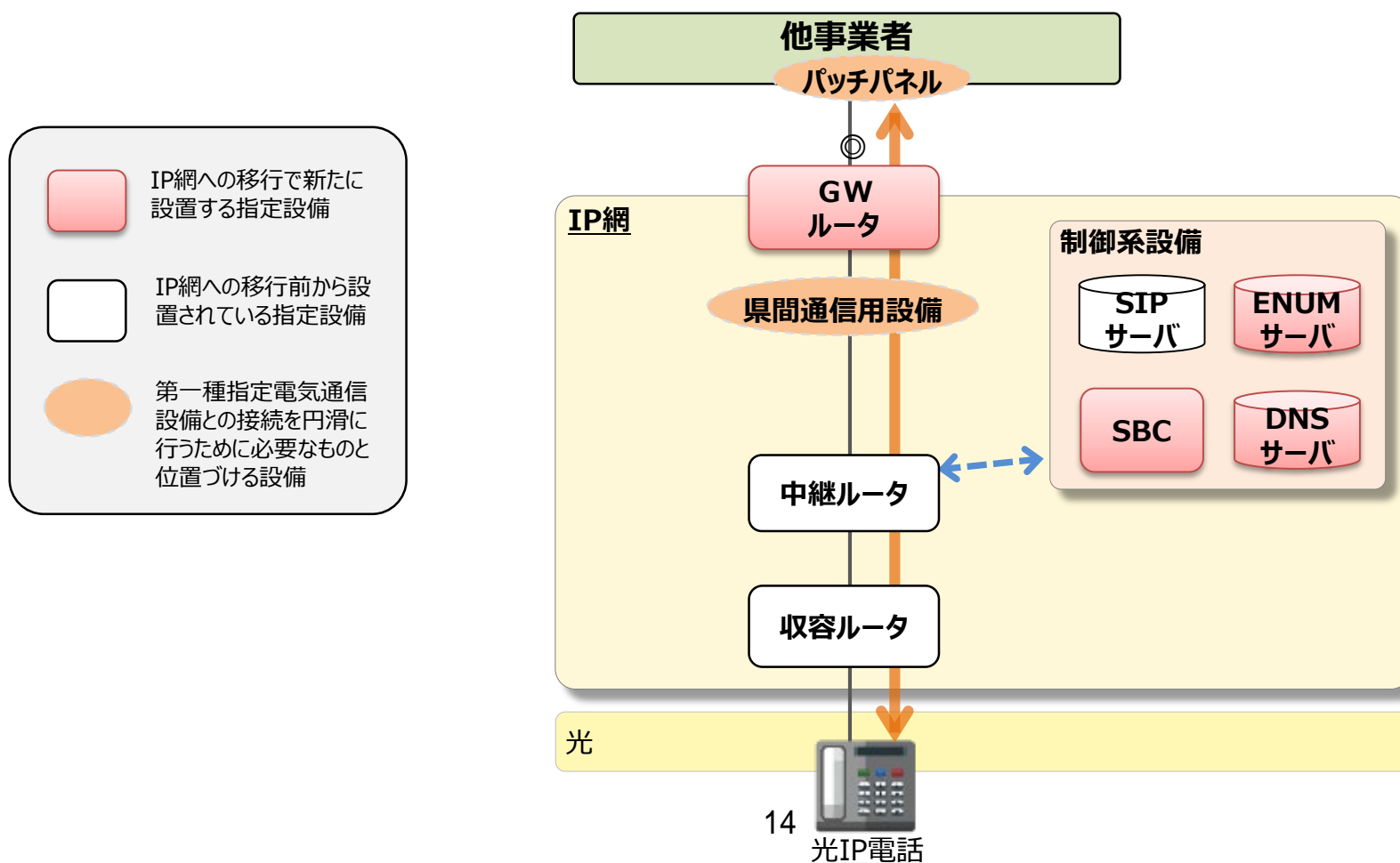
IP音声県間接続の不可避性(「接続料の算定に関する研究会 第三次報告書」(令和元年9月)における整理)

不可欠設備を第一種指定電気通信設備として指定して適正・公平・透明な料金及び条件により他事業者に開放するという電気通信事業法の制度趣旨に照らせば、県間接続については、NGN県内設備という不可欠設備を他事業者が利用する場面において不可避性が生じるか否かという観点で論じることが適当であり、また、その際は、別の代替的なネットワークを構築するとすれば割高になるか否かという、経済的な複製可能性の考え方を踏まえることが適当。

これを踏まえ、IP音声県間接続については、相互接続点(POI)の設置場所が東京、大阪の2箇所(追加設置は排除されない)という事情を踏まえ、NGNが着信側であった場合に発信側の事業者がIP音声県間接続を経済的に複製できないことは明らかであり、接続料・接続条件の適正性・公平性・透明性は、制度により担保する必要がある。

- 中間配線架(パッチパネル)について、第一種指定電気通信設備に指定はされないが、第一種指定電気通信設備と一体となって利用されることから「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」(施行規則第23条の4第2項)と位置づけ、接続料に準じた負担及び条件等の設定を求める。**【改正施行規則第23条の4第2項第10号の3】**

- IP網への移行過程(光IP電話の接続ルート切替え)においては、新たに、NTT東日本・西日本と他の電話事業者とを相互接続するための「ゲートウェイルータ(IP音声用)」、網内の信号を網間で流通可能なSIP信号に変換する「セッションボーダコントローラ(SBC)」、電話番号と事業者情報を管理する「ENUMサーバ」、ドメインとIPアドレスを管理する「DNSサーバ」が設置される予定。
- また、IP接続において都道府県をまたぐ音声通信をNGN内で伝送する「県間通信用設備」、他事業者とIP接続を行う際に用いる「中間配線架(パッチパネル)」については、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけ、適正性、透明性、公平性を確保。



- 情報通信審議会「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IPによる相互接続開始に向けた方針整理～一部答申」(令和2年9月)【抜粋】(再掲)

第2章 IP網への移行過程における音声接続料の在り方(ひかり電話) 5. 考え方

5. 1. IP接続に必要なとなる設備の接続機能等

(3)NGNの県間通信用設備の制度的位置づけ

IP音声県間接続については、(中略)第一種指定電気通信設備と一体的に利用されるという不可避性に鑑みれば、(中略)電気通信事業法第33条第4項第1号ホに規定する「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」として、位置づけることが適切である。

- 「接続料の算定に関する研究会 第三次報告書」(令和元年9月)【抜粋】

第2章 NGNの県間通信用設備の扱い (4)考え方

(略)

最後にIP音声県間接続については、NGNが着信側であった場合に発信側の事業者がIP音声県間接続を経済的に複製できないことは明らかであり、NGN県内設備を音声通信という基本的機能で利用するに当たり、IP音声県間接続が不可避性を伴うことを否定する材料は考えられない。また、IP音声県間接続は、より多様な事業者により利用されるであろうことを踏まえると、接続の迅速性確保の観点から対応の必要性が一層高いものであるので、IP音声県間接続の接続料・接続条件の適正性・公平性・透明性は、制度により担保する必要があるものと考えられる。さらに、携帯電話事業者については、基本的に二種指定制度により、県間を含めて既に一定の規律が課せられているものであり、その意味では、第一種指定電気通信設備と接続する場合に生じるIP音声県間接続が、特に制度による対応の必要性が高いものである。したがって、IP網への移行が始まるまで(ひかり電話のIP接続が始まる令和3年初頭まで)に、制度対応※を完了させることが適当である。

※ 具体的な在り方については、接続形態の対称性や交渉力の差の有無などの要素を考慮しつつ、今後検討を深めるべきである。

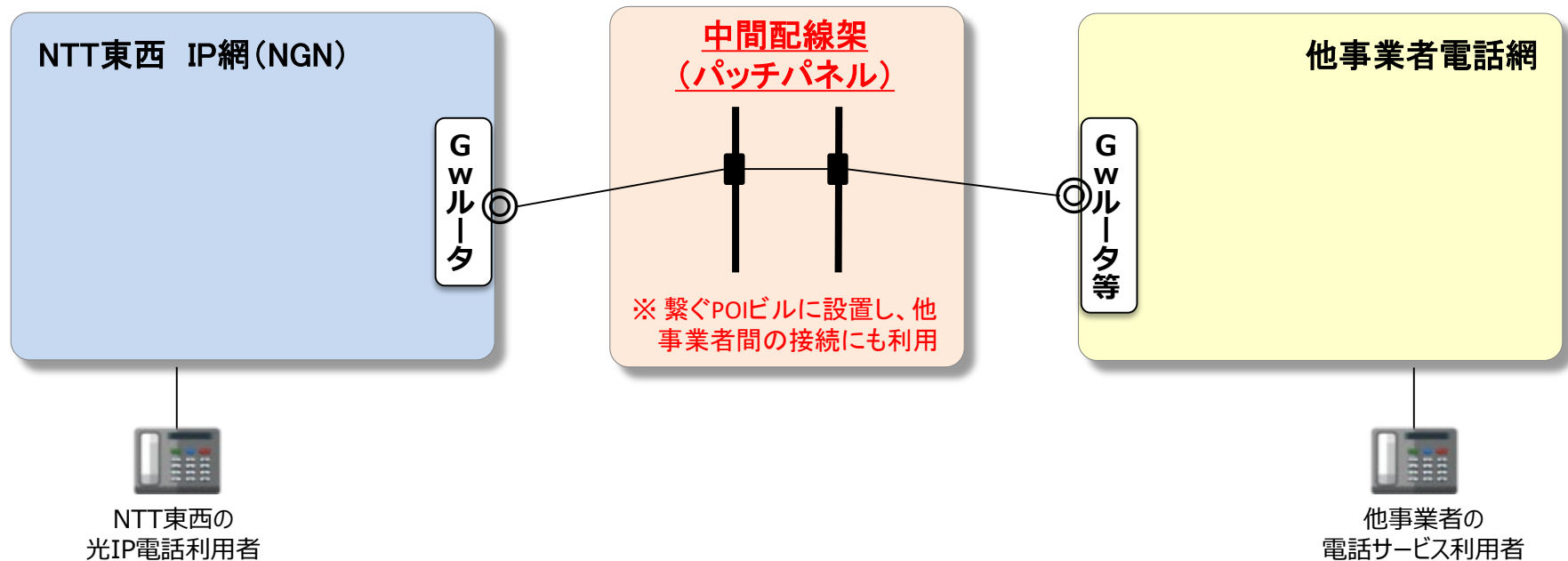
- 情報通信審議会「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IPによる相互接続開始に向けた方針整理～一部答申」(令和2年9月)【抜粋】(再掲)

第2章 IP網への移行過程における音声接続料の在り方(ひかり電話) 5. 考え方

5. 1. IP接続に必要となる設備の接続機能等

(1) IP接続に必要となる設備 (略)

中間配線架(パッチパネル)については、(中略)指定設備としないまでも、適正性、公平性、透明性を担保する観点からは、中間配線架(パッチパネル)の利用に当たって負担すべき金額や手続き等を接続約款に記載するなどの対応を求めるべきである。



(4) 移行過程の公平な接続料算定方法 【改正省令案附則第4条、第5条】

- 移行過程における光IP電話は、IGS接続(現在)、IP接続(接続ルート切替後)の2つの接続形態が併存することとなり、接続事業者の接続ルート切替前後の公平性担保の観点から、2つの接続形態について単一の接続料を設定。【改正省令案附則第5条】
- 県間通信用設備(IP音声県間接続)に係る負担についても、NGN側に着信する際に県間通信用設備を不可避免的に利用しなければならないことを踏まえ、接続ルート切替前後に関わらず、全接続事業者で公平に負担。【改正省令案附則第4条】

① 光IP電話接続機能

光IP電話接続機能に用いる設備に係る機能を用いて、IP電話を提供するために通信の交換及び伝送を行う機能の接続料を設定し、その算定に当たっては、IGS接続、IP接続それぞれの需要を合算したものをを用いることとするよう規定。【第5条第1項、第2項】

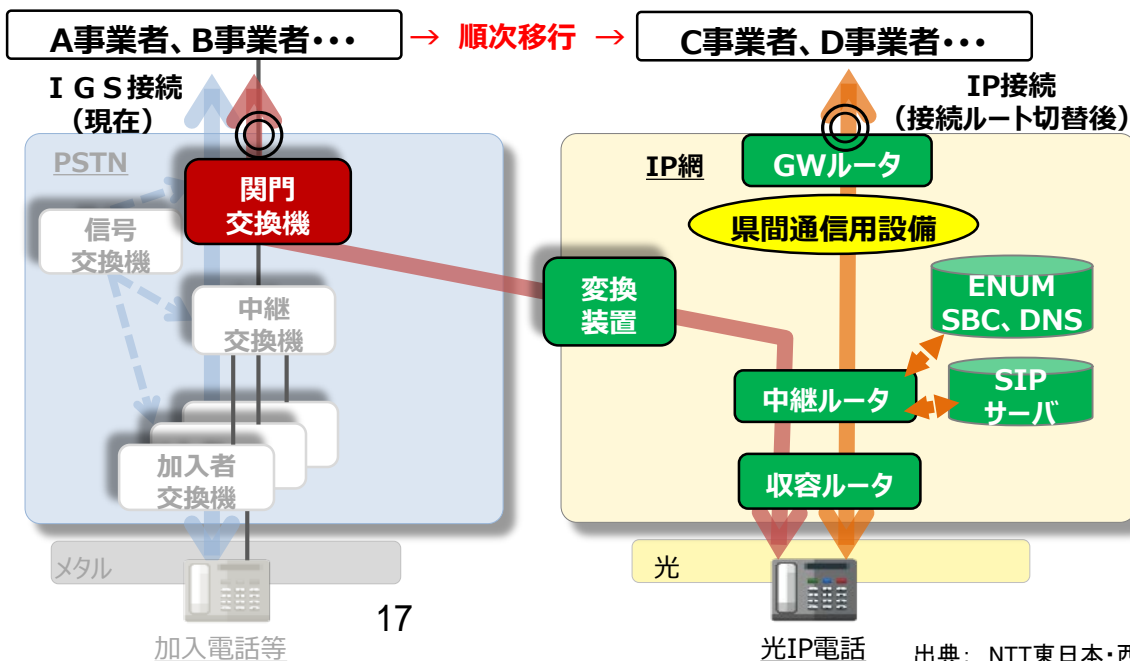
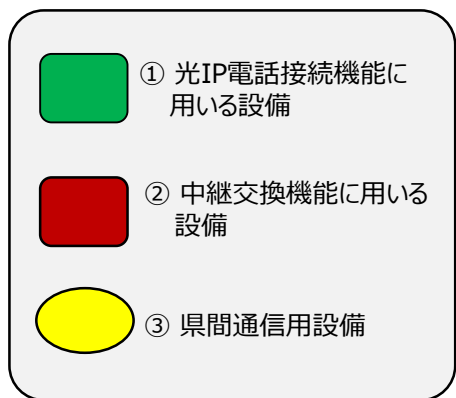
② 中継交換機能

長期増分費用方式(LRIC)で算定される中継交換機能(接続料規則第四条の表五の項)の接続料について、IP電話を行う場合の適用に当たっては、IGS接続、IP接続それぞれの需要を合算したものをを用いることとするよう規定。【第5条第3項】

③ 県間通信用設備

IP音声県間接続に係る他事業者が負担する金額の算定に当たっては、IGS接続、IP接続それぞれの需要を合算したものをを用いることとするよう規定。【第4条】

※接続事業者に対して、上記3つの金額を組み合わせ適用する。



(5) その他所要の規定を整備 【改正施行規則第23条の4第2項】【改正接続料規則第2条、第4条】

- NGNの県間通信用設備のうち、**優先パケット県間接続**についても(3)のIP音声県間接続と同様、第一種指定電気通信設備と一体的に利用せざるを得ないという不可避性に鑑み、「**第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの**」(施行規則第23条の4第2項)と位置づけ、接続料に準じた負担及び条件等の設定を求める。**【改正施行規則第23条の4第2項第1号の2ニ】**

県間通信用設備の不可避性(「接続料の算定等に関する研究会 第四次報告書」(令和2年9月)における整理)

NGNの優先パケット機能は、現在生じているトラヒックも小さく、今後もベストエフォートのトラヒックと比較して大きく拡大することも見込まれないため、仮に優先パケット県間接続料が適正な額を上回っていたとしても、それを回避するために相互接続点(POI)を設置し自ら県間設備を設置・調達するほうがはるかに費用が生じてしまい、経済的な複製可能性がない。また、優先パケットに係る県間接続は、主に電話サービスで活用されるため、光IP電話サービスに活用されるIP音声県間接続と同様に、NGN県内設備の利用に当たり不可避である。

- 現在の設備の状況に応じた法定機能等の定義の修正。
- ・ 一般第一種指定收容ルータの定義の改正。**【改正接続料規則第2条第2項第4号】**
 - ・ イーサネットフレーム伝送機能の内容、対象設備について改正。**【改正接続料規則第4条の表6の3の項】**

一般第一種指定收容ルータ

NTT東日本・西日本の提供するフレッツ光クロスのサービス提供にあたって利用する新收容局ルータはSIPサーバと連携したセッション制御機能を有しないことから、現行接続料規則第2条が規定する一般第一種指定收容ルータにあたらぬ。このため、認可申請時に接続料規則第3条に基づく許可により、例外的な取扱いを行っている。今後は毎年度許可申請を行う必要がないよう、一般第一種指定收容ルータの定義において新收容局ルータも含めた内容に改正。

イーサネットフレーム伝送機能

NTT東日本・西日本より、次期ビジネスイーサワイドサービスについて「ルータおよび伝送路設備を用いて、通信路の設定および伝送を行い、イーサネットのフレームを交換する機能」の網機能提供計画の届出(2020年6月19日付)があったところであるが、現行接続料規則第4条が規定するイーサネットフレーム伝送機能はスイッチを前提とするものであるため、その内容及び対象設備についても該当するよう改正。

●「接続料の算定等に関する研究会 第四次報告書」(令和2年9月)【抜粋】

第3章 NGN の県間通信用設備の扱い (3) 考え方

(略)

<優先パケット県間接続>

NGNの優先パケット機能は、NTT東日本・西日本以外の事業者がフレッツ上(光サービス卸を含む。)で品質確保された独自の0AB-J電話サービスを提供できる唯一の手段であり、今後FTTH市場が更に拡大することも考慮すると、優先パケット県間接続の公平性・透明性に加えて適正性を確保することは、0AB-J電話サービスの公正競争確保の観点から重要である。

NGNの優先パケット機能は、現在、生じているトラヒックも小さく、今後もベストエフォートのトラヒックと比較して大きく拡大することも見込まれないため、仮に、優先パケット県間接続料が適正な額を上回っていたとしても、それを回避するためにPOIを設置し自ら県間設備を設置・調達するほうがはるかに費用が生じてしまうことから、そのような手段を採ることは実質的に考えられない状況である。

また、優先パケット県間接続料については、NTT東日本・西日本とソフトバンクとの間で継続的に協議が行われてきており、ソフトバンクからは、来年度も継続協議を行う前提で令和元年度接続料について合意したものの、適正性の確保に課題が残るとの説明があったことを踏まえても、事業者間協議によって課題が解決された状況とは言えない。

さらに、本研究会第三次報告書において、電話サービスに活用されるIP音声県間接続について、「IP音声県間接続料については、NGNが着信側であった場合に発信側の事業者がIP音声県間接続を経済的に複製できないことは明らかであり、IP網への移行が始まるまでに制度対応を完了させることが適当」とされているところである。したがって、主に電話サービスで活用される優先パケットに係る県間接続については、ひかり電話サービスに活用されるIP音声県間接続と同様に、本研究会第三次報告書での整理のとおり、NGN県内設備の利用に当たり不可避であると考えられる。

(省略)

優先パケット県間接続については、優先パケット接続を行う上で、利用が不可避である状況が変わることは、見込み難いことから、その負担金額や接続条件等について、接続約款に記載を求めるなど、制度による対応を行うことが適当であり、総務省において優先パケット県間接続に係る設備コストの提出をNTT東日本・西日本から受けることなどにより、現在の料金算定方法を確認し、具体的な制度対応の方法を検討する必要があると考えられる。

2. 光サービス卸に係る届出制度の充実

<改正省令案>

(1) 施行規則の一部改正

諮問事項

- 電気通信事業法第38条の2の規定に基づき、現行省令では、NTT東日本・西日本が提供する光サービス卸について、以下①～③の者に対する卸電気通信役務の提供内容・料金等をNTT東日本・西日本が届け出ることとしている。
 - ① NTT東日本・西日本の特定関係法人(5万回線以上の卸先事業者)
 - ② 50万回線以上の卸先事業者
 - ③ 移動通信事業者(MNO)
- 令和2年6月末時点で、委員限りの5者について届出。
- 現在、上記の事業者以外の事業者に対する光サービス卸の提供内容・料金等は、届出がされていないため、提供内容・料金等の適正性や公平性を確認することが困難。

見直しの主な内容

- 卸電気通信役務の内容・料金等の届出対象となる事業者を、光サービス卸の提供を受ける全ての電気通信事業者に拡大。**【改正施行規則第25条の7第4号】**
- なお、対象事業者の拡大に伴うNTT東日本・西日本の事務負担の増大を抑制する観点等から、契約書等の写しの添付は、今後も不当な優遇等が行われる可能性が高く、その弊害も大きい卸先事業者である特定関係法人(5万回線以上の卸先事業者)、50万回線以上の卸先事業者、MNO(3万回線以上の卸先事業者)に限定。**【改正施行規則第25条の5、第25条の7の3】**

現行(光サービス卸で詳細な届出が必要なもの)

対象事業者

特定関係法人(5万回線以上)、50万回線以上の卸先事業者、MNO
(現在届出が行われているのは計5者)

届出内容等

卸提供内容・料金等

※契約書等の写しの添付が必要

改正後(光サービス卸で詳細な届出が必要なもの)

対象事業者

全ての卸先電気通信事業者

届出内容等

卸提供内容・料金等

※全卸先事業者の契約に共通する内容及び差分の提出を求める。

※契約書等の写しの添付が必要

現行法令の趣旨

- 卸電気通信役務の提供の本格化を踏まえ、電気通信事業法第38条の2において、第一種指定電気通信設備等を設置する電気通信事業者が、これらの設備を用いる卸電気通信役務(以下「一種指定設備卸役務」という。)を開始したとき等は、当該業務を開始した旨等を総務大臣に届け出なければならないとされ、一種指定設備卸役務の円滑な利用を促進するため、同法第39条の2において、総務大臣が、その保有する当該第一種指定電気通信設備等に関する情報を整理・公表することとされている。

詳細な届出を義務付ける一種指定設備卸役務

- 公正競争を確保する必要性が高い一種指定設備卸役務のうち、不当な優遇等が行われる可能性が高く、その弊害も大きい者に対する一種指定設備卸役務(※)について、詳細な届出を義務付けている。
※ FTTHアクセスサービスに関する一種指定設備卸役務にあつては、①特定関係法人(5万回線以上の卸先)、②50万回線以上の卸先、③移動通信事業者(MNO)としている。

現状

- 上記の事業者以外の事業者に対する光サービス卸の提供内容・料金等は、届出がされていないため、提供内容・料金等の適正性や公平性を確認することが困難。
- 情報通信審議会では、次の考え方が示されている。
「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証最終答申」(令和元年(2019年)12月17日):
「総務省において、一定の指定設備卸役務に関する提供条件等の実態を適切に把握し、情報を整理・公表していくとともに、利用事業者が提供条件等の公平性等を自ら確認する仕組みを一層充実させることについても、検討を進めていく必要がある。」

見直しの検討の経緯

- 令和元年12月から「接続料の算定等に関する研究会」(座長: 辻 正次 神戸国際大学学長)において、提供条件等について適切に実態把握する方法に関する論点を総務省から示すとともに、構成員及び関係事業者・団体の意見の聴取を実施。
- 意見聴取の結果、NTT東日本・西日本から届出対象を、全ての卸先事業者へ拡大する等の対応を行うとともに、併せて標準的な契約+差分を届け出ることの表明があった。
- これを踏まえ、令和2年9月の会合において「現在、電気通信事業法施行規則に基づき、NTT東日本・西日本から50万回線以上の光サービス卸の提供を受けている卸先事業者等5者に関する届出が行われているところ、ヒアリングでの意見等も踏まえ、光サービス卸について着実な実態把握を行う観点から、当該規則を改正し、全卸先事業者分についてNTT東日本・西日本から届出を求めることが適切」とする報告書が取りまとめられた。

- 情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申」(令和元年12月)では、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務(以下「指定設備卸役務」という。)の中には、「接続では実質的に代替困難なもの※が存在するなど、利用事業者から提供条件等に関する課題の指摘が累次にわたり寄せられているところ、現行の制度を見直し、提供条件の適正性と柔軟な設備利用のバランスを確保することで公正競争を確保する必要がある」とされ、「指定設備卸役務に関し、提供条件等の透明性・適正性・公平性の確保のために必要なルールの検討を進めることが適当である」とされた。
- そのルールの1つとして、「総務省において、一定の指定設備卸役務に関する提供条件等の実態を適切に把握し、情報を整理・公表していくとともに、利用事業者が提供条件等の公平性等を自ら確認する仕組みを一層充実させることについても、検討を進めていく必要がある」とされたところである。

※ 例: NTT 東西による光回線の卸売サービス、MNO による MVNO への音声卸サービス等。

● 情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申」(令和元年12月)

第1部 第4章 第1節 他者設備の利用とルールの見直し 4. 他者設備の利用とルールの見直しの方向性

指定設備は、他の事業者の事業展開上不可欠性や優位性を有する設備であるが、同設備の利用に当たっては、料金等の提供条件について厳格なルールが適用される「接続」と、原則非規制の「卸役務」の形態が並立することにより、提供条件等の適正性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られてきた。

しかし、現状、指定設備卸役務の中には、接続では実質的に代替困難なもの※が存在するなど、利用事業者から提供条件等に関する課題の指摘が累次にわたり寄せられているところ、現行の制度を見直し、提供条件の適正性と柔軟な設備利用のバランスを確保することで公正競争を確保する必要がある。

上記を踏まえ、指定設備卸役務に関し、提供条件等の透明性・適正性・公平性の確保のために必要なルールの検討を進めることが適当である。その際、卸役務により、柔軟な設備利用が実現し、利用者利便の向上に結び付いたという側面を考慮し、サービスの発展段階等に応じて規制の程度を柔軟に設定することも必要である。

(省略)

また、今後、サービスが多様化していくことを踏まえ、総務省において、一定の指定設備卸役務に関する提供条件等の実態を適切に把握し、情報を整理・公表していくとともに、利用事業者が提供条件等の公平性等を自ら確認する仕組みを一層充実させることについても、検討を進めていく必要がある。

上記の一部施策の具体化に当たっては、総務省の研究会等において検討することが適当である。特に、卸料金水準の適正性等に関する検証結果の共有の在り方については、共有する情報の粒度、共有先の範囲等の観点から、更に検討を進めることが適当である。

23※ 例: NTT 東西による光回線の卸売サービス、MNO による MVNO への音声卸サービス等。

- 情報通信審議会の答申を踏まえ、総務省においては、「接続料の算定等に関する研究会」(座長:辻 正次 神戸国際大学学長)において、提供条件等の実態を適切に把握する仕組みについて、更なる検討を行った。
- 同研究会において、NTT東日本・西日本からは、光サービス卸の届出対象を、現行4者(意見提出当時)から全ての卸先事業者へ拡大する等の対応を行うとともに、併せて標準的な契約+差分を届け出ることが表明された。

指定設備卸役務への必要な措置への対応 (1/2)

卸役務の提供条件等の適正性、公平性、一定の透明性の確保に向けて

- 光サービス卸は、これまでもサービス卸ガイドライン等の公正な競争環境等を確保する趣旨に則り、全てのコラボ事業者に公平に提供しており、適正性、公平性、一定の透明性の確保については、市場検証会議において問題は認められていないところですが、更なる透明性等を確保する観点から、以下の対応を行う考えです。
 - 届出対象を、現行4者から全てのコラボ事業者へ拡大等の対応を行うこと。
 - 契約内容は、双方の合意を前提とした一般的な企業間取引契約と同様の規定となっているところですが、一部の片務的な条項について、規定の整備を行うこと。

内容	現行	見直し後
届出対象	コラボ事業者4者(注)	全てのコラボ事業者 (標準的な契約+差分)
コラボ事業者の 閲覧対象	同上	同上
規定整備	-	守秘義務条項に コラボ事業者における行政・司法対応に関する 第三者開示許諾条項を追加

- (注) (1) NTT東西の特定関係法人であって、NTT東西から提供を受けるFTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が5万以上の電気通信事業者
(2) NTT東西から提供を受けるFTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が50万以上の電気通信事業者
(3) その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者(移動通信事業者)

○「接続料の算定等に関する研究会 第四次報告書」(令和2年9月)では、NTT東日本・西日本から「①一部の片務的な条項(守秘義務条項)についての規定の見直し、②届出対象を、現行4者から全てのコラボ事業者へ拡大する等の対応を行う旨示されたところ」であり、「現在、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)に基づき、NTT東日本・西日本から50万回線以上の光サービス卸の提供を受けている卸先事業者等5者に関する届出が行われているところ、ヒアリングでの意見等も踏まえ、光サービス卸について着実な実態把握を行う観点から、当該規則を改正し、全卸先事業者分についてNTT東日本・西日本から届出を求めることが適切である」とされた。

●「接続料の算定等に関する研究会 第四次報告書」(令和2年9月)

第1章 3. 指定電気通信設備を用いた「卸役務」への必要な措置 (5)卸役務の提供条件等の適正性・公平性・透明性の確保のために必要なルールのあり方に関する考え方

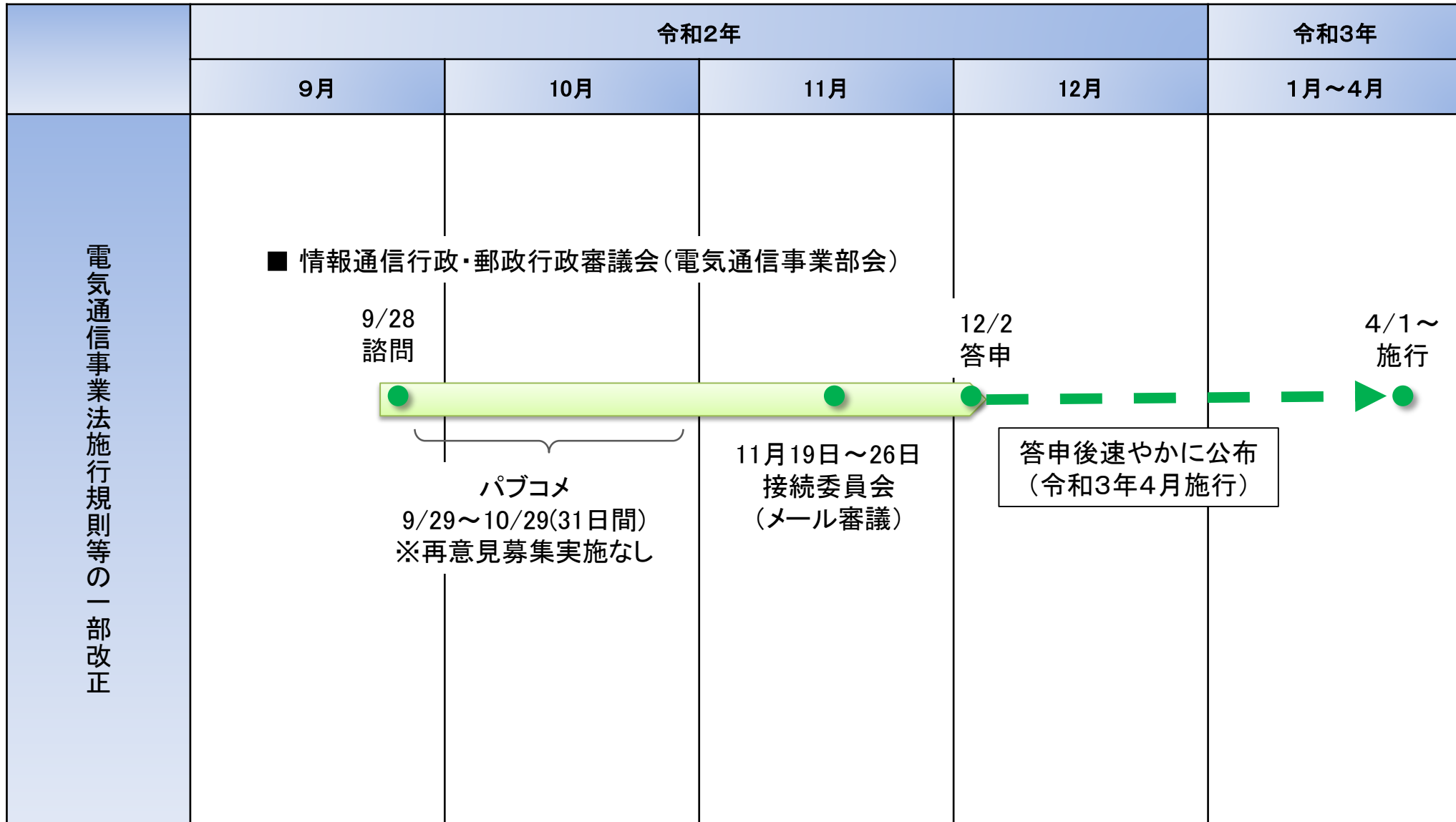
＜光サービス卸＞

ヒアリングにおいて、JAIPAやテレコムサービス協会から、光サービス卸の契約書における守秘義務条項により議論や検討を円滑に行うことができない旨や、テレコムサービス協会から光サービス卸の提供を受けるMNO2社によるFTTH市場の寡占化への懸念が示された。

一方で、NTT東日本・西日本からは、更なる透明性等を確保する観点から、①一部の片務的な条項(守秘義務条項)についての規定の見直し、②届出対象を、現行4者から全てのコラボ事業者へ拡大する等の対応を行う旨示されたところである。

現在、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)に基づき、NTT東日本・西日本から50万回線以上の光サービス卸の提供を受けている卸先事業者等5者に関する届出が行われているところ、ヒアリングでの意見等も踏まえ、光サービス卸について着実な実態把握を行う観点から、当該規則を改正し、全卸先事業者分についてNTT東日本・西日本から届出を求めることが適切である。

また、全卸先事業者において、光サービス卸における契約書(ひかり電話についての契約を含む)の片務的な条項(守秘義務条項)の見直しが行われているかについて、当該届出によりNTT東日本・西日本の対応を確認していくことが必要である。



○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)</p> <p>第二十三条の四 〔略〕</p> <p>2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕 略</p> <p>一の二 相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。)との接続(第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下「特定接続」という。)の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項(イからハまでに掲げるものにあつては、前号に規定する事項と一体的に記載するものとする。)</p> <p>〔イ〕ハ 略</p> <p>二 他事業者が特定接続(専ら異なる単位指定区域間の通信において、特定のバケットについて優先的に通信の交換及び伝送を行うものに限る。ホにおいて同じ。)を行う場合に当該特定接続に関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)第十二条第三項の規定を準用する。)</p> <p>ホ その他他事業者が特定接続を行う場合の条件</p> <p>一の三 関門系ルータ(第一種指定電気通信設備接続料規則第二条第二項第六号の二に規定する関門系ルータをいう。以下この項において同じ。)の増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項</p> <p>〔二〕十の二 略</p> <p>十の三 他事業者の電気通信設備と関門系ルータ(専らIP電話(インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。以下同じ。))の提供の用に供されるものに限る。)とを接続するために第一種指定中継交換局に設置される光信号の伝送に係る中間配線盤を他事業者が利用する場合における次の事項</p> <p>イ 他事業者が工事を行う場合の手続</p> <p>ロ 他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則第十二条第三項の規定を準用する。)</p> <p>ハ その他他事業者が利用する場合の条件</p> <p>〔十一・十二 略〕</p> <p>〔3 略〕</p>	<p>(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準)</p> <p>第二十三条の四 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>一の二 相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。)との接続(第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下「特定接続」という。)の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項(前号に規定する事項と一体的に記載するものとする。)</p> <p>〔イ〕ハ 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>一の三 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)第二条第二項第六号の二に規定する関門系ルータの増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項</p> <p>〔二〕十の二 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔十一・十二 同上〕</p> <p>〔3 同上〕</p>

<p>〔五 略〕 〔卸電気通信役務の提供の業務の変更の届出〕</p>	<p>〔略〕</p> <p>一 電気通信事業者の電気通信事業の用に供するF T T Hアクセスサービス（電気通信事業規則第一条第二項第七号に規定するF T T Hアクセスサービスを用いる。以下この表において同じ。）</p> <p>二 当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける当該F T T Hアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線（当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する共同住宅等内のV D S L設備その他の電気通信設備を用いて提供されるF T T Hアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備と利用者の電気通信設備との間の電気通信回線。二及び三において同じ。）の数が五万未満のものを除く。）</p> <p>三 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者（その提供を受ける当該F T T Hアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が三万未満のものを除く。）</p> <p>四 その他電気通信事業者</p>	<p>（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の届出）</p> <p>第二十五条の五 法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の開始の届出をしようとする者は、様式第十八の五の届出書（第二十五条の七第四号に規定する場合（同号の表の上欄一の項に掲げるF T T Hアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者にあつては、下欄第四号に該当する場合を除く。）に該当する場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。）を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>（法第三十八条の二の総務省令で定める事項）</p> <p>第二十五条の七 法第三十八条の二の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる次の表の上欄に掲げる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が同表の下欄に掲げる電気通信事業者の場合にあつては、当該電気通信事業者（以下「卸先電気通信事業者」という。）の次に掲げる事項</p> <p>〔イ〕フ 略〕</p>
--	--	--

<p>〔五 同上〕 〔卸電気通信役務の提供の業務の変更の届出〕</p>	<p>〔同上〕</p> <p>一 当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の特定関係法人である電気通信事業者（その提供を受ける当該F T T Hアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線（当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する共同住宅等内のV D S L設備その他の電気通信設備を用いて提供されるF T T Hアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備と利用者の電気通信設備との間の電気通信回線。二において同じ。）の数が五万未満のものを除く。）</p> <p>三 その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者</p> <p>〔新設〕</p>	<p>（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の届出）</p> <p>第二十五条の五 法第三十八条の二の規定による第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務の開始の届出をしようとする者は、様式第十八の五の届出書（第二十五条の七第四号に規定する場合（同号の表の上欄一の項に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。）を総務大臣に提出しなければならない。）</p> <p>（法第三十八条の二の総務省令で定める事項）</p> <p>第二十五条の七 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔イ〕フ 同上〕</p>
---	---	---

第二十五条の七の三 法第三十八条の二の規定により届け出た事項の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の七の届出書（第二十五条の七第四号に掲げる事項に変更がある場合（同号の表上欄一の項に掲げるF T T Hアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者であつて、下欄第四号に該当する者の当該事項を変更する場合を除く。）にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。）を総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

様式第18の5（第25条の5関係）

【略】

【略】			
卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項	有効期間を定めるときは、その期間		
	提供卸電気通信業務に係る役務利用管理システムの機能及び料金その他の提供条件		
	提供卸電気通信業務に係るSIMカードの種類、機能及び料金その他の提供条件		

【注1 略】

2 「卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項」（「当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称」を除く。）の各事項について第25条の7第4号の表上欄1の項に掲げるF T T Hアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者が二以上の場合にあつては、当該電気通信事業者において共通の事項と差異がある事項に分けて記載すること。

3 「卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項」のうち「提供卸電気通信業務に係る役務利用管理システムの機能及び料金その他の提供条件」及び「提供卸電気通信業務に係るSIMカードの種類、機能及び料金その他の提供条件」については、第25条の7第5号に規定する場合に該当する場合にのみ記載すること。

4 【略】

5 【略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。

第二十五条の七の三 法第三十八条の二の規定により届け出た事項の変更の届出をしようとする者は、様式第十八の七の届出書（第二十五条の七第四号に掲げる事項に変更がある場合にあつては、同号に掲げる事項に関する契約書その他の書面の写しを含む。）を総務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

様式第18の5（第25条の5関係）

【同左】

【同左】			
卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項	有効期間を定めるときは、その期間		

【注1 同左】

【新設】

【新設】

2 【同左】

3 【同左】

(第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第二条 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)

は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		(用語)	
		第二条 「略」	
		2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
		「一〇三 略」	
		四 一般第一種指定収容ルータ 第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであつて、特定のパケットを識別する機能を提供するものをいう。	
		「五〇八 略」	
		九 SIPサーバ 電気通信事業法施行規則第二十三条の二第四項第三号の設備(以下「制御等設備」という。)であつて、一般第一種指定収容ルータと連携してインターネットプロトコルによりパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能を有するものをいう。	
		九の二 セッションボーダコントローラ 制御等設備であつて、SIPサーバと連携して、事業者の網内で流通するSIP信号を終端し、事業者と他の電気通信事業者の網間で流通可能なSIP信号に変換する機能を有するものをいう。	
		九の三 ENUMサーバ 制御等設備であつて、SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能を有するものをいう。	
		九の四 IP電話用DNSサーバ 制御等設備であつて、入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ビー・アドレスを出力する機能を有するもの(専らIP電話の提供の用に供されるものに限る。)をいう。	
		「一〇五 略」	
		(法定機能の区分、内容及び対象設備等)	
		第四条 法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等と同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設(以下「対象設備等」という。)とする。	
機能の区分	内容	対象設備	
六の三 イーサネットフレーム伝送機能	イーサネットスイッチ及びルータ並びに伝送路設備により通信路の設定及びイーサネットのフレームの伝送を行う機能	イーサネットスイッチ及びルータ並びに当該イーサネットスイッチ又は当該ルータに係る伝送路設備	
九 SIPサーバ機能	一般第一種指定収容ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケット	SIPサーバ	

		(用語)	
		第二条 「同上」	
		2 「同上」	
		「一〇三 同上」	
		四 一般第一種指定収容ルータ 第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであつて、SIPサーバと連携してセッション制御の機能を提供するものをいう。	
		「五〇八 同上」	
		九 IP電話 インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。	
		「新設」	
		「新設」	
		「新設」	
		「一〇五 同上」	
		(法定機能の区分、内容及び対象設備等)	
		第四条 「同上」	
機能の区分	内容	対象設備	
六の三 イーサネットフレーム伝送機能	イーサネットスイッチ及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	イーサネットスイッチ及び当該イーサネットスイッチに係る伝送路設備	
九 SIPサーバ機能	一般第一種指定収容ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケット	一般第一種指定収容ルータと連携するSIPサーバ	

九の二 SIP信号変換機能	の伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	セッションボードコントローラ
九の三 番号管理機能	SIPサーバと連携して、事業者の網内で流通するSIP信号を終端し、事業者と他の電気通信事業者の網間で流通可能なSIP信号に変換する機能	ENUMサーバ
九の四 ドメイン名管理機能	SIPサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能	IP電話用DNSサーバ
〔略〕	る機能	
<p>〔備考 略〕 (SIPサーバ機能等)に係る接続料) 第十八条の三 第四条の表九の項から九の四の項までの機能に係る接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。</p>		
<p>〔備考 同上〕 (SIPサーバ機能)に係る接続料) 第十八条の三 第四条の表九の項の機能に係る接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。</p>		
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>		

(第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第三条 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成九年郵政省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

(用語)

第二条 「略」

2 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

【一～四 略】

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。）、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

【六・七 略】

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

資産
勘定科目表

科 目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ SIPサーバ セッションボーダコントローラ ENUMサーバ IP電話用DNSサーバ ゲートウェイルータ メデアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）

(用語)

第二条 「同上」

2 「同上」

【一～四 同上】

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。）、六の三の項及び九の項の機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

【六・七 同上】

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

資産
勘定科目表

科 目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ SIPサーバ ゲートウェイルータ メデアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）

[略]	<p>第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)</p>	<p>ソング伝送機能に係るもの) 信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 [略] [略] [略]</p>
-----	--	--

費用
営業費用
収益

[表略]
[注] 略
別表第二 [第6条・第8条]
[様式第1～様式第3 略]
様式第3の2
接続会計財務諸表様式
固定資産帰属明細表 (一般第一種指定設備再掲)

[同左]	<p>第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)</p>	<p>ソング伝送機能に係るもの) 信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定 [同左] [同左] [同左]</p>
------	--	---

費用
営業費用
収益

[表同左]
[注] 同左
別表第二 [第6条・第8条]
[様式第1～様式第3 同左]
様式第3の2
接続会計財務諸表様式
固定資産帰属明細表 (一般第一種指定設備再掲)

電報機械設備	[略]			
	[略]			
	[略]			
	伝送機械設備	[略]		
		[略]		
		[略]		
	無線機械設備	[略]		
		[略]		
		[略]		
	電力設備	[略]		
		[略]		
		[略]		
	電話番号案内設備	[略]		
[略]				
[略]				
監視設備	[略]			
	[略]			
	[略]			
(何)	[略]			
	[略]			
	[略]			
空中線設備	[略]			
	[略]			
	[略]			
通信衛星設備	[略]			
	[略]			
	[略]			
端末設備	[略]			
	[略]			
	[略]			
線路設備	市内線路設備	[略]		
		[略]		
	市外線路設備	[略]		

電報機械設備	[同左]			
	[同左]			
	[同左]			
	伝送機械設備	[同左]		
		[同左]		
		[同左]		
	無線機械設備	[同左]		
		[同左]		
		[同左]		
	電力設備	[同左]		
		[同左]		
		[同左]		
	電話番号案内設備	[同左]		
[同左]				
[同左]				
監視設備	[同左]			
	[同左]			
	[同左]			
(何)	[同左]			
	[同左]			
	[同左]			
空中線設備	[同左]			
	[同左]			
	[同左]			
通信衛星設備	[同左]			
	[同左]			
	[同左]			
端末設備	[同左]			
	[同左]			
	[同左]			
線路設備	市内線路設備	[同左]		
		[同左]		
	市外線路設備	[同左]		

〔注〕 略〕
 〔様式第4 略〕
 様式第4の2

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位 円）

一般第一種指定設備計 〔略〕 SIPサーバ セッションボクダコントローラ ENUMサーバ IP電話用DNSサーバ ゲートウェイルータ 〔略〕 収容インターネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 中継インターネットスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） ゲートウェイスイッチ（同等の機能を有するルータを含む。） 〔略〕	〔略〕
	費失
	業倒損
	うち貸倒
	運費用
	施設保全
	共通理
	試験研究費及び研究費償却

〔注〕 同左〕
 〔様式第4 同左〕
 様式第4の2

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位 円）

一般第一種指定設備計 SIPサーバ ゲートウェイルータ 〔同左〕 収容インターネットスイッチ 中継インターネットスイッチ ゲートウェイスイッチ 〔同左〕	〔同左〕
	費失
	業倒損
	うち貸倒
	運費用
	施設保全
	共通理
	試験研究費及び研究費償却

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）及び第二条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）（以下これらを「新規則」と総称する。）の施行の際電気通信事業法第三十三条第二項の規定により現に認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新規則の施行前においても当該申請を認可することができる。

3 前項の規定による申請に対する認可の処分の日が令和三年四月一日後となる場合において、新規則の施行の際現に認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現に電気通信事業法第三十八条の二の届出を行っている新施行規則第二十五条の七第四号の表上欄一の項に掲げるF T T Hアクセスサービスを提供している者は、新施行規則第二十五条の五の規定の例により、新施行規則様式第十八の七による書類を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

第四条 令和六年十二月三十一日までの間、新施行規則第二十三条の四第二項第一号の二の特定接続を行う場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの（他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで接続し、I P電話を提供するために通信の交換及び伝送を行うものに限る。）については、関門系ルータを経由してI P電話を提供する場合及び関門交換機を経由してI P電話を提供する場合の通信時間を合算したものをを用いて計算される金額とする。この場合において、当該金額は、通信時間を単位として計算されるものとする。

第五条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、新接続料規則第四条の表二の項の機能（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項の機能（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項の機能、六の二の項の機能（一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。）及び九の項から九の四の項までの機能を用いて、他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機又は関門系ルータで接続し、I P電話を提供するために通信の交換及び伝送を行う機能

（次項及び第三項において「光 I P 電話接続機能」という。）の接続料を設定するものとする。

2 光 I P 電話接続機能の接続料は、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、関門交換機を経由して I P 電話を提供する場合及び関門系ルータを経由して I P 電話を提供する場合の通信回数及び通信時間をそれぞれ合算したものをを用いて設定するものとする。この場合において、通信路を設定する機能の接続料は通信回数を単位として、通信路を保持する機能の接続料は通信時間を単位として、それぞれ設定するものとする。

3 令和六年十二月三十一日までの間、関門交換機を経由して I P 電話を提供する場合における新接続料規則第四条の表五の項の機能（中継交換機能に限る。）の接続料は、通信路を設定する機能及び通信路を保持する機能の別に、関門交換機を経由して I P 電話を提供する場合の通信回数及び通信時間を乗じたものに、関門交換機を経由して I P 電話を提供する場合及び関門系ルータを経由して I P 電話を提供する場合の通信回数及び通信時間をそれぞれ合算したもので除して得た額を光 I P 電話接続機能と組み合わせ適用する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの</p> <p>【一～四 略】</p> <p>五 SIPサーバ、セッションボードコントローラ、ENUMサーバ、IP電話用DNSサーバ その他前各号に掲げる設備に付随する設備</p> <p>【六 略】</p>	<p>【同上】</p> <p>【一～四 同上】</p> <p>五 SIPサーバその他前各号に掲げる設備に付随する設備</p> <p>【六 同上】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和
附則第一条本文に規定する施行日（令和三年四月一日）から施行する。

年総務省令第

号